

三ノ二、本朝世紀

出典 国史大系第八卷

解説 本朝世紀は藤原通憲（信西、貞慶の祖父）の手になる平安時代の歴史書。沙石集と並び弥勒石像が彫像の後に彩色されていたことの史料。

原典

今日、於仙院御所召卿相両三人、聊有被尋事、得長寿院修理間事也、件御堂頗西方傾、而被加修理之間、仏像可奉出他所否、被問人々、左大将雅定卿、権大納言伊通卿等申云、御御仏靈験仏也、輒不可奉動者、以大木扶持御堂、何不叶哉、若猶可傾者、西方可作廊二字也、東大寺大仏、新以開眼之後、鳥雀犯之、笠置弥勒加綵色之後、靈験惟少、准此等例更不可動、左衛門督公教卿申云、堂舎実可及傾危者、争不被奉移他所、靈神靈社皆遷宮事、因茲其験不可失歟、勅定云、白河院末、法勝寺円堂御仏為修理被渡他所、其後無程不吉事御坐云々、仍一切不可動之由、議定畢

読み下し

久安五年（一一四九年）五月一二日の条

今日、仙院御所に於いて卿相両三人を召して、聊か尋ねらる事有り。得長寿院（鳥羽天皇の御願寺、長承元年（一一三二年）落慶供養、文治元年（一一八五年）地震で倒壊）修理を問う事也。件の御堂頗る西方に傾きて、修理を加えらるの間、仏像他所に出し奉るべきか否か、人々に問はる。

左大将雅定卿、権大納言伊通卿等申して云う。御仏は靈験の仏也、輒く動き奉るべからざる者なり。大木を以て御堂を扶持すること、何ぞ叶はざるや。若し猶傾かば、西方に廊二字を作るべき也。

東大寺大仏、新たに以て開眼の後、鳥雀之を犯す。笠置の弥勒、綵色を加えての後、靈験惟少なし。此等の例に准へ、更に動かすべからず。

左衛門督公教卿申して云う。堂舎実には傾危に及ぶべくば、争いて他所に移し奉てまつらざるか。靈神、靈社、皆遷宮の事有り。茲に因つて其の験失うべからず。

勅定に云う、白河院の末、法勝寺円堂御仏修理の為、他所に渡され、其の後程なく不吉の事御坐すと云々。仍つて一切動かすべからざるの由、議定し畢んぬ。